		日号外	ページ
四九三	食糧援助に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二九	二
	○外務省、財務省		
一	独立行政法人国際協力機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準	二六 247	六三
	○財　務　省		
三五二	指定保税地域を指定する件	一	四
三五三―三五七	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	四	五
三五八	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示	四	七
三五九	国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示	四	七
三六〇	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	四	七
三六一―三六七	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	四	七
三六八―三七〇	国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	九 235	一一
三七一	輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件	九 235	一六
		一〇	二

三七二	株式会社日本政策金融公庫法施行令附則第十一条の二の規定に基づき、国際競争力の維持に関する国の施策の推進に著しい支障が生じている産業に属する事業を定める件の一部を改正する件	一九	二
三七三	出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件	二六	六
三七四	独立行政法人酒類総合研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準	二六 247	六三
三七五	独立行政法人造幣局が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準	二六 247	六三
三七六	独立行政法人国立印刷局が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準	二六 247	六三
三七七	独立行政法人日本万国博覧会記念機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準	二六 247	六三
三七八	独立行政法人日本万国博覧会記念機構が地方公共団体出資に係る不要財産を譲渡したときに財務大臣が算定する金額の算定基準	二六 247	六三
三七九―三八一	国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件	二六 248	一

三八二	個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第五号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件の一部を改正する件	三〇	二
三八三	関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十二年度の初日から平成二十二年十月三十一日までの輸入数量を告示する件	三〇	二
三八四	平成二十二年度の初日から平成二十二年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件	三〇	三
三八五	平成二十二年度の初日から平成二十二年十月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件	三〇	三
三八六	関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特恵鉱工業産品等及び月を告示する件	三〇	三
二七	**○財務省、農林水産省**		
	株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件	一八	五

二八	農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件	一八	五
二九	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件	一八	五
三〇	独立行政法人農林漁業信用基金が農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準	二六 247	六三
三一	独立行政法人農林漁業信用基金が農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに農林水産大臣及び財務大臣が算定する金額の算定基準を定める件	二六 247	六四
三二	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準を定める件	二六 247	六四
三三	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに農林水産大臣及び財務大臣が算定する金額の算定基準を定める件	二六 247	六四